

議申立をしている。ただし、いずれの国も、ヤンソン国と条約関係に入らないとまでは述べていない。なお、ノルディック犯罪人引渡条約には留保に関する規定は含まれていない。

*

*

*

2002年1月、スナフキン王は、冬になると旅に出る習慣を守り、クルーズ船リトルミィ号（フィリフヨンカ船籍）で旅行に出た。船がヘムル国沿岸30カイリの地点を航行中に、それまで船内でレストランのウェイトレスを装っていた「ヤンソン戦闘的フェミニスト革命連合(JRUFF)」のメンバー10名が蜂起し、自動小銃等を用いてスナフキンらを人質に取り、ヤンソン国王室典範の改正とフローレンによる王位継承を求めた。フィリフヨンカ国（国連加盟国）は「船籍国として事態の收拾にあたる」と宣言したが、フィリフヨンカ国に国家承認を与えていないヤンソン国はこれを黙殺し、ヘムル国にリトルミィ号の拿捕を要請した。これを受けて、ヘムル国は、「わが国沿岸海域で海賊を放置しておくことはできない」と述べ、フィリフヨンカ国の抗議にもかかわらず、直ちに軍艦を派遣し、ヘムル国沿岸35カイリの地点でリトルミィ号を拿捕した。リトルミィ号はヘムル国のエンマ港に連行され、JRUFFのメンバーは「海賊」容疑でヘムル国警察に逮捕された。

しかし、ヘムル国は、自国でJRUFFメンバーを裁くことをせず、被疑者たちをヤンソン国に国外退去させることを決定した。「ヤンソンへの送還処分は政治犯の引渡であって国際法に反する」とのJRUFFメンバーの抗議は聞き入れられず、2002年2月に、被疑者たちはヤンソン国に送還され、そこでリトルミィ号での人質行為に関して監禁・暴行・傷害未遂容疑で逮捕された。

これらJRUFFメンバーに対して、監禁・暴行・傷害未遂容疑による刑事訴訟がヤンソン国で開始された。この訴訟において、被告人側は、身柄確保の過程に国際法違反の行為があるので、適正手続違反ないし公訴権濫用のため本件訴訟は成立しない、と主張した。これに対し、ヤンソン国側は、

1. 本件拿捕は国際法上合法になされた。
2. 政治犯不引渡原則は本件に適用されない。
 - a) 本件において犯罪人引渡は行われていない。
 - b) いずれにせよ、留保の効果により、ヤンソン国には同原則は適用されない。

と主張した。

*

*

*

問 あなたは、JRUFFメンバーの弁護士である。ヤンソン国の主張を批判する議論を作成せよ。

注 ・国際法上の論点にのみ答えればよい。
・他にも国際法上の論点はあり得るが(例えば、被疑者たちは政治犯か、など)示された点についてのみ論じること。